様式1,2の別紙

林業経営体の状況

1 基本情報

商号又は名	代表有			住所	電話番号			
滋賀県森林組	1合	家森	茂樹	滋賀県	大津市大萱四丁目17番30号	077-547-1180		
木材業、製材業登 録番号				区分				
西南木第23-14号 ほか6件	7			生産				

- 注1 木材業、製材業登録とは、「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録された番号をいう。 注2 認定事業主とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条の認定をうけた事業主をいう。 注3 施業区分には、「素材生産」「造林・保育」の別を記載すること。 注4 素材生産とは、高性能林業機械等による主伐等の素材生産を行うとともに、伐採後の植栽、切り捨て間伐、枝打ち等の保育 施業を行う経営体をいう。造林・保育とは、素材生産行わず、植栽、切り捨て間伐、枝打ち等の保育施業を行う経営体をいう。

経営管理実施権の設定について

(1)	法第37条第2項の規定に	よる経営管理実施権の設定を受け	ることを希望する。	
	※希望する場合は「はい」に、	希望しない場合は「いいえ」にチェック	はい	いい

※「はい」にチェックした場合(2)についても記載すること。

チェック	はい	いいえ
	\circ	

(2) 法第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する滋賀県内市町

西部•南部 管内	甲賀 管内	中部(東近江) 管内	中部(湖東) 管内	湖北 管内	西部・南部(高 島)管内
チェック欄 大津市 〇	チェック欄 甲賀市 <u></u>	チェック欄 近江八幡市 〇	チェック欄 彦根市 <u></u>	チェック欄 長浜市 <u></u>	チェック欄 高島市 〇
草津市	湖南市	東近江市	愛荘町 🔘	米原市 ○	
守山市		日野町	豊郷町 一		
栗東市		竜王町 🔘	甲良町 🔾		
野洲市			多賀町		

注1 森林経営管理法 (平成30年法律第35号) 第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村の チェック欄にチェック (複数可) する。 (豊郷町には、経営管理実施権を設定する森林はない)

2 雇用の状況

現場作業職員 雇用の有無			林業現場 作業職員数 うち常用]	攵			穿職員数 常用)		国用管理者の 選任の有無		雇用に関する 文書交付の有象				
有		(15 15	人 人)	(111 人 100 人)		有		有				
	社会・労働保険等への加入状況														
労災保険 (林業現場作業 職員)	労災(料		労災保 (事務系等 員)		労災 料		雇用保	険	健康保	険	厚生年金保険 退職金		金共	済等	
15 人	52. 0	%	111	人	3. 0	%	112	人	113	人	109	人		86	人

注1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、または4か月以上の雇用期間が定められているも の(季節労働を除く。)をいう。

注2 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含め

て記載すること。 注3 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令 に基づき、森林 通14年の日本 雇14日で記載を開始している。 対20日本の日本 雇14日で記載を開始している。 対20日本の日本 雇14日では一般では過程である。 対20日本の日本 雇14日では過程である。 対20日本の日本 雇14日では過程である。 対20日本の日本 雇14日では過程である。 対20日本の日本 雇14日では過程である。

「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令 に基づき、事業 主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所 在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3 技術者・技能者の数

		技術者・	技能者数		
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレストマネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士
9 人	2 人	2 人	23 人	4 人	1 人
	技	術者・技能者	数		
技能士	林業技士	森林総合管理士			
人	24 人	人	人	人	

注1 フォレストワーカー (林業作業士)、フォレストリーダー (現場管理責任者)、フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基 づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な

作業道を作設する能力を有する者のこと。 注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを称析所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。
- 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
- 注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと
- 注7 森林総合監理士とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

林業機械の保有状況

	現状【登録時】																	
グラプ	ラツ	プロサ	セッナ	ハー	ベスタ	フォ	ワー゛	スイヤー	17	タワヤー	7 ー - ダ	小 運材 20PS		小 運 20PS	才車			
19	台	3	台	1	台	1	台	1	台		台	10	台	11	台	台	台	台

注1 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

5 生産性の増加または生産性の向上

(1)事業期間等

①目標とする事業年度: 令和10年度(2028年度) (5年後)

令和10年(2028年)6月1日 ~ 令和11年(2029年)5月31日

令和4年(2022年)6月1日 ~ 令和5年(2023年)5月31日 ②直近の事業年度: 今和4年度

(2) 事業量等

/ 尹木里寸							
	実績	目標と					
事業区	分	指標	内訳	直近の前々年	直近の前年	直近年(現状値)	事業年見
				R2 年度	R3 年度	R4 年度	R10
		(±	直営	0.64	1. 21	3. 07	
		面積 (ha)	請負	2.97	0. 28	3. 22	
		(IIa)	合計	3.61	1. 49	6. 29	
		十十千主	直営	235	655	1, 367	
	主	材積 (m3)	請負	232	62	1, 212	
	伐	(IIIO)	合計	467	717	2, 579	
		生産性	人工(人・目)	50	63	136	
		/m3)	生産性	4. 7	10. 4	10. 1	
		面積	直営	72.65	75. 41	70. 83	
		面項 (ha)	請負	476. 55	486. 24	503. 45	
素材生産		(IId)	合計	549. 20	561. 65	574. 28	
71/17		材積	直営	5, 724	5, 550	3, 481	
	間	(m3)	請負	28, 009	29, 258	33, 407	
	伐	()	合計	33, 733	34, 808	36, 888	
		生産性 (人・日	人工(人・目)	919	886	605	
		/m3)	生産性	6. 2	6.3	5.8	
	そ	材積	直営	0	0	0	
	(J)	(m3)	請負				
	他	(mo)	合計	0	0	0	
	~素	材積	直営	5, 959	6, 205	4, 848	
	産材 生	(m3)	請負	28, 241	29, 320	34, 619	
	土	` ′	合計	34, 200	35, 525	39, 467	
	植	面積	直営	1.00	04 55	0.50	
	付	(ha)	請負	23. 61	21. 77	8. 79	
	<u> </u>		合計	24. 61	21. 77	8. 79	
造林•	下加	面積	直営	6. 00 72. 33	89. 03	90 CF	
保育) N	(ha)	請負 合計	72. 33 78. 33	89. 03 89. 03	80. 65 80. 65	
	É		直営	10. 55	15. 00	ov. 00	
	その	面積	請負	259. 03	147. 85	178. 49	
	他	(ha)	合計	259. 03	162. 85	178. 49	
			니티	200.00	104, 00	110.43	

目標とする 事業年度の 見込 R10 年度	目標とする項目
15	
15	
30	
7, 500	
7,500	
7, 500	
15, 000	/
10. 5	
	,
50	
500	
550	
3, 300	
30,000	
33, 300	
00,000	
6. 5	
0	
0	
0	
0	
10, 800	-
37, 500	0
48, 300	
6	
20	
26	
18	
80	
98	
36	
911	
211 211	

(3)請負事業体 ※主伐・間伐等を請負により実施する場合は、事業体名を記載すること。

(有)湖周造林・㈱川南林業・㈱Wood s Lab・イブキ林業・ふじた林業・相葉林業・OHMI Forest㈱・㈱岡本・ 請負事業体 (有)坂東林業・㈱グリーンライズ・㈱ヤマモト産業・㈱field one・㈱GROUNDRISE・田辺造林・やまは林産サービス

目標とする事業年度は、登録申請しようとする事業主の事業年度とし、3年後もしくは5年後を選択し、記載すること。

注2 造林・保育を行う林業経営体は、(2)素材生産欄についての記載を要しない。

事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。 直近3事業年度の実績および目標とする事業年度の見込を記載する。 注3

注 4

「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックす 注5

注6 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。 注7 素材生産量は丸太材積とすること。 注8 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。 注9 人工には、生産作業に要した作業延人数を記載すること。なお、生産作業の範囲は「伐木・造材」および「集材」とし、集

材は、山元土場における「はい積」までとする。

注10 生産性を目標とする場合は、人工(人・日)等の根拠を提出すること。 注11 造林・保育のうち、「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

生産管理または流通合理化等 1年以内に 取り組む予 取り組む意 取り組んで (1) 適切な生産管理 いる 向がある \bigcirc 年後) ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し ・作業システムの改善 \bigcirc 年後) ・その他 (安全管理 年後)) \bigcirc 上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。 毎月、プランナー会議を開き、収支状況、工程進捗等の会議を開いている。高性能林業機械を導入し作業システムの改善に取り組んでいる。 1年以内に 取り組んで 取り組む予 取り組む意 (2) 原木の安定供給・流通合理化等 \bigcirc 製材工場等需要者との直接的な取引 年後) \bigcirc 年後) ・とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 ・森林所有者や工務店等との連携 年後) \bigcirc その他(年後) 注1 造林・保育を行う林業経営体は、記載を必須としない。 上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。 ・地元業者と直接取引を行っている。 ・木材流通センターを通じ集約販売を行っている。 造林・保育の省力化・低コスト化 1年以内に 取り組んで 取り組む予 取り組む意 いる 向がある ・伐採と造林の一貫作業システムの導入 \bigcirc 年後) ・コンテナ苗の使用 年後) • 低密度植栽 年後) (2年後) ・下刈りの省略 年後) その他(上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。 ・当組合は、早くから造林と伐採を同時に提案している。 ・保育の省力化を図るため、低密度植栽等に取り組んでいきたい。 1年以内に 主伐後の再造林の確保 取り組む予 取り組む意 取り組んで 向がある \bigcirc 年後) ・主伐および主伐後の再造林を一体的に実施する体制 1年以内に 取り組んで 取り組む予 取り組む意 向がある 主伐後の適切な更新 \bigcirc 年後) 上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。 ・当組合では、再造林を行わない場合は、主伐(皆伐)はしない方針である。 ・他社伐採の現場においては、再造林の営業を行っている。

・獣害の多い現場は、獣害柵設置後の植栽になる。

9	素材生産や造林・保育の実施体制の確保	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
	・素材生産の事業実績	0			
	・造林・保育の事業実績	0			
	事業実績が、3年間に満たない場合の現場作業職員の状況				
10	伐採・造林に関する行動規範の策定等	1 策定等して 策 いる		定等する 向がある	
	・独自の行動規範等の策定			(年後)
	・所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	\bigcirc		(年後)
	上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具・県が定めた「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイド			2 V 1°	
11	雇用管理の改善	1	年以内に		
(1)	雇用管理の改善	取り組んで 取	り組む予 取	り組む意 向がある	
	・現場作業職員の常用化	0			年後)
	・現場作業職員への月給制の導入	0		(年後)
	・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	0		(年後)
	・退職金共済への加入などの福利厚生の充実	0		(年後)
	・その他(上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具 ・直接雇用の現場職員については、計画的に関係機関の研修への参加、また 時、年1回の安全大会開催時に研修を実施している。				ŝ

(2)	労働安全対策	取り組んで いる	1年以内に 取り組む予 定	取り組む意 向がある	
	・現場作業職員等への安全衛生教育	0	Æ	((((((((((((((((((((年後)
	・労災保険への加入(一人親方組合等の特別加入を含む)	0		(年後)
	・リスクアセスメント	\bigcirc		(年後)
	・防護具の着用の徹底	\bigcirc		(年後)
	・作業現場の安全巡回	\bigcirc		(年後)
	・林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	0		(年後)
	・その他 (管理職による安全パトロールの実施)	0		(年後)
	上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具体的	内容を記	述してく	ださい。	
	 毎月作業班長会議時、安全衛生教育の実施。 毎月、専務及び管理職による安全巡視。リスクアセスメント及び防護服の着用・チェックリストによるチェック。 林災防等関係機関の指導員による安全指導を受けている。 	指導。			
12	コンプライアンスの確保				
	・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕 捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。		たは逮	はい	いいえ
	・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であっけた取組が確実に行われると認められない者である	て再発防	止に向		0
	・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けて	いる者で	ある		0
	・6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である				0
	・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の 不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる る者である				0
13	常勤役員の設置(※法人のみ)	設置してい	設置してい	設置に取り 組む意向が	
	・常勤役員を設置している	ح 0	ない	<i>b</i> 3	年後)
	現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について	記述して	ください	0	
	匹に労勘犯昌を設置」でいる担合 登勘犯号の単河にのいて 割割	11 アノゼ	+111		
	既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載 (フリガナ)	k レ (\ た 	ĊV,°		
	役職 氏名				

タマキ ケイスケ 玉木 圭介

代表理事専務

職員理事